

令和4年5月27日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
江古田支店	東京都練馬区旭丘 1-74-7	東京都練馬区豊玉上 2-27-18	令和4年6月6日
泉佐野支店	大阪府泉佐野市若宮町 6-2	大阪府岸和田市宮本町 1-8	令和4年6月13日
亀戸支店 亀戸北口支店	東京都江東区亀戸 5-15-7	東京都墨田区江東橋 4-11-1	令和4年6月20日
岩倉支店	愛知県岩倉市下本町流 9-1	愛知県名古屋市西区上小田井 2-357	令和4年6月20日
西春支店	愛知県北名古屋市西春駅前 2-1	愛知県名古屋市西区上小田井 2-357	令和4年6月27日

(2) 変更の理由

店舗の移転のため